

○御殿場市高齢者健やか事業実施要綱

平成24年8月17日

告示第181号

改正 平成29年3月23日告示第89号

平成30年3月28日告示第119号

令和元年8月6日告示第101号

令和2年3月31日告示第143号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対し、御殿場市高齢者健やか事業利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、健康の保持増進及び日常生活の便宜を図ることを目的とする。

（一部改正〔平成30年告示119号〕）

(対象者)

第2条 利用券の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、毎年8月31日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該年度において70歳以上に達する者

（一部改正〔令和2年告示143号〕）

(利用券の交付)

第3条 市長は、対象者に利用券12枚綴り（別記様式）を当該年度の9月又は第5条に規定する有効期間内に1回交付する。

(利用券の使用)

第4条 利用券の使用ができる施設等（以下「施設等」という。）及び利用券の使用方法は、別表に掲げるとおりとする。

2 利用券を使用できる者（以下「使用者等」という。）は、施設等の利用に際し、利用券以外に自己負担金が必要となる場合は、利用券に併せ、自己負担金を支払わなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、施設等における利用券の使用に代えて紙おむつの支給を希望する対象者は、交付を受けた利用券12枚を市長に提出し、紙おむつの支給を受けることができる。

（一部改正〔平成30年告示119号・令和元年101号〕）

(利用券の有効期間)

第5条 利用券の有効期間は、当該基準日の属する年度の10月1日から翌年度の9月末

日までとする。

(利用券の失効)

第6条 対象者が、本市の住民基本台帳に記録されなくなったときは、交付された利用券は、その効力を失う。

(利用券の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、対象者が利用券の交付を受け、又は使用者等が利用券を使用したと認めたときは、その者から利用券又は利用券に相当する額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 利用券は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

(御殿場市はり、灸、マッサージ治療費助成事業実施要綱及び御殿場市温泉会館等利用無料券交付事業実施要綱の廃止)

3 御殿場市はり、灸、マッサージ治療費助成事業実施要綱（昭和63年御殿場市告示第79号）及び御殿場市温泉会館等利用無料券交付事業実施要綱（平成4年御殿場市告示第201号）は、廃止する。

附 則（平成29年3月23日告示第89号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日告示第119号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月6日告示第101号）

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年3月31日告示第143号）

この告示中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（全部改正〔令和元年告示101号〕、一部改正〔令和2年告示143号〕）

利用券が利用できる施設等		利用券を使用 できる者	利用1回につき使用で きる上限枚数
御殿場市御胎内温泉健康センター	利用料金	対象者本人及び対象者の付添人1人	各人1枚
ヘルシーパーク裾野（裾野市）			
小山町町民いこいの家（あしがら温泉／小山町）			
富士八景の湯	入浴料		
南海薬草館			
人参湯			
天然温泉気楽坊			
レンブラントプレミアム富士御殿場			
レンブラントスタイル御殿場駒門			
スパリゾートオアシス御殿場			
御殿場市民会館及び御殿場市総合体育施設を会場として当該施設の指定管理者が主催する事業	入場料等		
御殿場市東山旧岸邸	入館料		
御殿場市玉穂地区屋内プール施設（ふれあいプール玉穂）	利用料金		
御殿場市富士山交流センター	入場料等（常設展示室（天空シアター）又はパークゴルフ場に関わるものに限る。）		
日本郵便株式会社	利用料金（御殿場市	対象者本人	1枚

	内の郵便局で受付をしたみまもり訪問サービスの料金に限る。)	
御殿場はり・灸・マッサージ師会に所属する施術所	施術料	2枚

備考 利用券だけで利用できる施設等は、利用時間が制限される場合がある。

別記様式(第3条関係)

様	
年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様	年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様
有効期限 年9月30日 御殿場市長 印	有効期限 年9月30日 御殿場市長 印
年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様	年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様
有効期限 年9月30日 御殿場市長 印	有効期限 年9月30日 御殿場市長 印
年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様	年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様
有効期限 年9月30日 御殿場市長 印	有効期限 年9月30日 御殿場市長 印
年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様	年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様
有効期限 年9月30日 御殿場市長 印	有効期限 年9月30日 御殿場市長 印
年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様	年度 御殿場市高齢者健やか事業利用券 様
有効期限 年9月30日 御殿場市長 印	有効期限 年9月30日 御殿場市長 印

別記様式（第3条関係）